

意見書等

(意見書)

議員提出議案15号

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書(可決)

地方六団体は、「基本方針2004」に基づく政府からの要請により、昨年8月に、地方分権の理念に沿った「三位一体の改革」を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。

しかしながら、昨年11月の「三位一体の改革」についての「政府・与党合意」の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含め、おおむね3兆円とし、その約8割を明示したものの、残りの約2割については、平成17年度中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。

よって、政府においては、平成5年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議を初め、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く求めるものである。

記

1. 地方六団体の改革案を踏まえたおおむね3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
2. 生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。
3. 政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。
4. 地方六団体の改革案で示した平成19年度から21年度までの第2期改革案について政府の方針を早期に明示すること。
5. 地方交付税制度については、「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月28日

議員提出議案16号

地方議会制度の充実強化に関する意見書(可決)

平成5年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治に係る地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきている。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、みずから住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このような中、二元代表制のもとでの地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民

自治の代表機関である議会の機能のさらなる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。一方、各議会においては、みずからの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべきさまざまな制度的課題がある。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後60年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会に係る制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自律性を発揮して、初めて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって、国におかれては、現在、第28次地方制度調査会において、「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、

議長に議会招集権を付与すること、委員会にも議案提出権を認めること、議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月28日

議員提出議案17号

地方鉄道の維持・確保に関する意見書（可決）

地方鉄道は、定時性、安全性、大量輸送の優位性から、通勤・通学者及び交通弱者の足として地域にとって不可欠な交通手段であり、さらに、地球環境問題、地域の社会経済活動やまちづくりの観点からも重要な役割を担っており、欠くことのできない社会基盤である。

しかし、地方鉄道の現状は、道路整備及びモータリゼーションの進展によって収支採算性は極めて厳しいことに加え、交通運輸分野における需給調整規制の廃止などで市場原理にさらされ、路線の廃止や縮小問題が相次いでいる。国鉄の特定地方交通線から転換した第三セクターも、開業後10年以上が経過したが、累積欠損が続いている。また、列車衝突事故の発生など、経営や安全管理に係る事例も発生している。

こうした状況の中、鉄道事業者は、沿線自治体からの各種助成を受けながら、経営の合理化に努め、収支改善と運行維持のために懸命に努力しているにもかかわらず毎年多額の赤字欠損を計上しているのが実情である。

地方鉄道は地域住民の足であり、沿線の地域としての連続性を培ってきた重要な社会資本として地域の発展に寄与し、地域性の創出を助けてきた地域の資産と見ることができる。ついては、地方鉄道の地域社会における役割の重要性にかんがみ、その存続を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1．地方鉄道事業者の経営安定を図るため、経常損失補助の復活など、地方鉄道事業者に対する支援措置の充実を図ること。
- 2．地方鉄道の安全性向上のため、安全対策の補助金を充実すること。
- 3．第三セクター鉄道会社を構成する自治体または同会社へ助成する自治体に対する財政支援措置を拡

充すること。

4．鉄道施設についても、道路や橋と同じ地域の基礎的社会インフラと見なし、線路の整備・維持管理を公共で行う仕組みを確立し、そのための財政支援制度を創設すること。

5．地方鉄道に対する「需給調整規制廃止」の見直しを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月28日

議員提出議案第18号

社会保障制度の抜本改革を求める意見書（否決）

我が国の社会保障制度の中で、公的年金制度は国民の高齢者の生活を支える重要な制度であり、年金制度の改革は、今日、国民の最大の関心事となっている。

政府は、公的年金制度改革を行うため、昨年、年金改革関連法案を提出し、6月5日に可決、成立した。

しかし、現行の公的年金制度は、職業によって加入する制度が違い、負担と給付が異なることや、年金制度そのものに対する不信感により、国民年金の未加入・未納が発生するなどの問題も解消されていない。

現在、「社会保障に関する両院合同会議」で多角的観点から議論展開されているが、我が国の年金制度が抱える問題点や、介護・障害者サービスの決定、医療制度の改革など、社会保障制度全体の抜本的改革を行うことが必要である。

よって、国民が生涯を通じて安心して暮らせる社会保障制度創設のため、国において、次の事項を早急に実施するよう強く要望する。

記

- 1 基礎年金制度の改革を初め、社会保障制度全般の一体的見直しを行い、早急に実施すること。
- 2 特に、子育て支援の充実、雇用対策、住宅政策などとの連携を十分に図ること。
- 3 国民年金の未加入者及び未納者に対する通知、指導・助言を適正に行うための措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月28日

議員提出議案第19号

雇用対策と地域経済の活性化等を求める意見書（可決）

我が国の経済状況は景気回復局面が続いているが、大企業を中心とした輸出主導・リストラ効果による収益向上を背景とした景気回復にすぎず、国民に生活改善の実感はない。失業率は4%台半ばまで低下したものの、失業者は依然として290万人以上と雇用情勢は厳しいままである。特に長期間失業者や若年失業者などの問題は、雇用者市場に大きな影響を及ぼすとともに、我が国の社会経済に深刻な問題をもたらしている。

この間、典型労働者の減少と非典型労働者の急増により、労働者間の所得・資産格差は大きく拡大している。さらに産業間・企業規模間による二極化の進行と、地域間格差がますます拡大している。今必

要なのは、雇用の維持・創出を初め、国民に希望を与える政策を進め、地域経済を活性化することである。

しかし政府は、財政再建を最優先した歳出削減を目指し、財政負担の地方への転嫁や企業や国民に負担増となる社会保障制度の見直しを行い、地方における公務員賃金も一方的に引き下げようとしている。こうした政策は、地域間格差を一層拡大するものにほかならない。

仮に地域における公務員賃金の一方的な引き下げが行われるなら、地域の民間企業や団体組織で働く労働者に悪影響を与え、勤労者家計の消費低迷により、地域経済はスパイラル的な停滞に陥り、さらなる格差の拡大と経済の疲弊につながりかねない。

よって、以下の対応を強く要望する。

記

1. 雇用の安定と格差解消のための積極的施策を講じ、地域経済の活性化を図ること。
2. 労働基本権が制約されている公務員賃金の見直しについては、地域経済や勤労者への影響を考慮するとともに、十分な労使協議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月28日

議員提出議案第20号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（可決）

長期にわたり低迷が続けた景気に、大企業等を中心に回復の兆しが見えてきている。しかし、青森県のように中小企業の多い自治体にとって、大きな経済の回復はなかなか望めない状況である。市町村・都道府県の税収は落ち込み、地方財政は逼迫した状態が続いている。

国（総務省・財務省を中心に）は、義務教育費国庫負担金全体を交付金化あるいは一般財源化する等の見直しを進めてきた。仮に、この負担金が一般財源化となった場合、国から青森県に配分される交付金は、総額で現行の約5割程度になるとさえ言われている。市町村の負担増は一層進む。また、義務教育費国庫負担制度の対象職員から事務職員を外そうとする動きも一層強まっている。このことは、事務職員が学校から引き上げられることにつながるものである。学校事務職員は、学校予算・就学援助・学校教育の環境整備など重要な役割を担っており、学校に欠くことができない職種である。

国が子供たちの教育の最低水準を確保するという「教育の機会均等」が崩されようとしている。義務教育費国庫負担制度の堅持は今こそ重要になっている。

以上の観点から、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 教育の機会均等を保障する現行の義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
2. 学校事務職員を引き続き義務教育費国庫負担制度の対象職員とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月28日

議員提出議案第21号

首相の靖国参拝中止を求める意見書（否決）

昨今の近隣諸国と我が国との急速な関係悪化は、看過できない。その大きな原因の1つに、首相の靖国神社参拝がある。

靖国神社は、一般的な戦没者追悼施設ではない。戦前・戦中は、軍管理の宗教施設として、国民を侵略戦争に駆り立てた。戦後も、戦争中と同様に「英霊の顕彰」を行い、侵略戦争を正しい戦争だったと宣伝している。

侵略戦争の誤りを二度と繰り返さないというのが、日本の国際的な公約である。小泉首相は、4月のアジア・アフリカ首脳会議で、1995年の「村山首相談話」を踏襲して、日本が行った「植民地支配と侵略」について「痛切なる反省と心からのおわび」を表明した。しかし、靖国神社参拝をめぐって繰り返されている首相の言動は、この「反省」や「おわび」と両立し得ないものである。

よって、首相の任期中は、靖国神社参拝を中止するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月28日

(決議)

議員提出議案第22号

旧浪岡地区における合併の是非を問う住民投票の実施を求める決議(否決)

青森市と浪岡町の合併において、町長リコール・出直し町長選挙、さらに合併5日前に行われた合併の賛否を問う住民投票と、3度にわたり旧浪岡町民は「合併ノー」の意思表示をした。

しかも合併を推進する加藤元町長や8人の旧浪岡町議がリコール阻止のために、民主主義と相反する買収事件を起こし逮捕された。このことは合併そのものに傷をつけ、子や孫のための合併どころか、中核市を目指す新青森市の将来に大きな禍根を残すものである。

旧青森市と旧浪岡町との合併が議会制民主主義の視点から本当に正しかったのかを検証すべきであり、そのためにも旧浪岡町民の意思を尊重する「住民投票」を実施すべきである。

以上、決議する。

平成17年6月28日

議員提出議案第23号

合併問題の調査に関する決議(否決)

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり合併問題の事務に関する調査を行うものとする。

記

1 調査事項

- 1) 青森市と浪岡町の合併問題に関する事項
- 2) 上記に関連する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び委員会条例第6条の規定により、委員11人で構成する合併問題調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本会議は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を合併問題調査特別委員会に委任する。

4 調査期限

合併問題調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、50万円以内とする。

(理由)

青森市と浪岡町は、平成17年4月1日合併したが、合併協定の締結は住民の総意に基づかず、その手続においても違法・不当であり、重大な瑕疵ある合併である。

- 1) 理事者及び与党議員による町民不在の独断専行で、合併申請書類の不備や助役による専決処分の乱発、さらには告示行為の脱漏など違法・不当な合併手続を強行したこと。
- 2) 町民の意思が無視されたことで、理事者が住民リコールにより失職させられたこと。
- 3) 金で票を買収までして、リコール回避と合併を強行したこと。
- 4) 本来、両市町が対等で主体性をもって合併協議されるべきものであるが、旧青森市は反対派町長の誕生に危機感を募らせ、住民投票阻止のため、町議会の違法な会期延長や町選挙管理委員会への非協力指示など、あからさまな介入を行った疑いがあること。
- 5) 新町長の誕生及び合併の可否を問う住民投票実施で、町民の過半数が明確に合併反対を意思表示したこと。

以上、合併に対する浪岡町民の意思は明々白々なのである。

しかも、合併後の旧浪岡町の現状はどうなったか。

露骨な選挙功労と報復人事で、旧浪岡町の瓦解と行政事務遂行に混乱と停滞を招来し、地区住民生活に大きな障害を生じさせているのである。

この合併は当時の権力者による不当で誤った合併であると断ぜざるを得ず、事実関係をさらに明確にするため調査の必要がある。

平成17年6月28日